

意見陳述書

2020年6月15日

原告本人 船 田 伸 子

1 私は、1990年から2014年までの24年間、西濃法律事務所、のちに法人化した弁護士法人ぎふコラボに勤務していました。

事務所は、地域の方たちのかかりつけの弁護士、ホームロイヤーとして、気軽に相談できるようにすること、そして、「憲法を暮らしに生かす」をモットーに「基本的な人権が守られる」地域社会を作ることをめざして活動していました。私は、事務所の理念に共感し、誠実に仕事をしてきました。

2 2014年7月、体調を崩して休職し、自宅で療養していた私に、朝日新聞の記者から突然電話がありました。電話の内容は、大垣警察とシーテック社が私たち原告4人の実名をあげ、上石津町に建設予定の風力発電施設建設に絡んで、それぞれの個人情報をもとに情報交換していたというものでした。その時は、正直なぜ私のことを、と驚きました。情報交換の内容は、シーテック社が作成した4回分の議事録に書かれており、証拠保全手続きで入手して読み、初めて実際の内容を知りました。

私のことは、第3回議事録に書かれていました。そこには、警察官がシーテック社に、私が「岐阜コラボ法律事務所」の事務局長であり、気を病んで入院中であること、すぐには動けないようだが、三輪さんと強くつながっており、そこから風力発電に反対する運動が全国へ広がり、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられること。さらに警察官がシーテック社に対し、身に危険を感じた場合はすぐに110番してくださいと言ったことも書かれていました。

警察官によって、私が何をしでかすかわからない危険な人物であるかのように伝えられ、これを聞いたシーテック社の方は、私のことをどう思ったのかを想像するととても嫌な気持ちになりました。

私は、入院していた事実はありませんし、上石津町の風力発電施設の建設計画がどのように進められていたかもほとんど知りませんでした。三輪さんとは、法律事務所の催しなどで年に1、2度顔を合わせる程度でした。

当初、私はこんな間違っただ情報をどこで得たのだろうと思っていました。

しかし議事録を何度も読むうちに、そうではないと考えるようになりました。警察は、私を名指しで特定し、シーテック社に、あたかも私に関わると大きな住民運動になると吹き込み、住民らの情報を収集させ、警察にその情報を提供させるよう仕向けるために挑発したのです。警察はわざと私という人間を歪めて利用したのです。これは単なる個人情報の漏洩ではありません。

基となった私の個人情報が、いつから、どうやって調べられ、どのような内容が警察に保管されているのかまったくわかりません。提供についても、私の情報が警察によって提供されたのは、今回のシーテック社だけでなく、別の場所でも提供され、利用されてきたことは容易に想像されます。公安警察が、企業をその情報源として利用していることは大きな問題だと思います。

私の情報は、議事録の中では、ほんの数行に過ぎません。しかし、情報を得るために、私と私の家族、職場、私とつながるたくさんの友人に警察の監視の目が光っているのではないかと思わざるを得ません。正直、とても生きづらくなってしまったと感じます。それは、この事件は過去のものではなく、今もなお被害は続いているからです。私は、公安警察によって、人格権を侵害され、今後もずっと監視され、情報が収集され、蓄積され、利用され続ける不安を持って生活し続けなければなりません。

私は、今回のことは私たち当事者だけの問題ではなく、私たちとつながるすべての人の人権を侵害していると考え、裁判を起す決意をしました。

公安警察は、なぜ私を監視の対象とし、私の個人情報をシーテック社に提供しなければならなかったのか、納得する理由を明らかにすべきです。私の個人情報は私のものだからです。被告らは真摯にこの問題を受け止め、誠実に訴訟に対応するよう求めます。

裁判官におかれましては、誰が監視の対象にされるのかわからないという一般市民の不安を解消するためにも、公安警察による法的な根拠のない個人への監視、情報の収集、議事録にある市民運動への干渉にあたる情報提供について事実を明らかにし、公正な判断を下して頂くとともに、私の被害が、このまま将来に渡ってずっと続いていくという深刻な人権侵害から解放されるために、私の個人情報の抹消を認めて頂きますようお願いいたします。

以上